

宮城県よろず支援拠点生産性向上支援センターご利用にあたっての留意事項

宮城県よろず支援拠点生産性向上支援センター

ご利用にあたりまして、以下の事項についてあらかじめご了承ください。

□1. 宮城県よろず支援拠点生産性向上サポートセンター(以下、当センター)での支援について

当センターは、中小企業・小規模事業者、NPO法人・一般社団法人・社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定者等を対象に、**省力化・労働時間削減等による生産性向上を実現するための無料の支援機関**です。アドバイスに基づき行為を行うか否かの判断は、利用者の責任で行ってください。また、相談内容に応じて、適切な他の支援機関や外部専門家等を紹介する場合があります。

□2. 支援形態に対する理解

当センターの支援は、原則としてサポーターによる複数回(10回程度を想定)の現場訪問を伴う伴走支援であり、申込者は、訪問日程の調整、現場確認・ヒアリング、必要資料の準備等への協力が必要です。また支援の過程で、サポーター等から、次回支援までの間に取り組むべき「宿題(課題)」(例：現状把握、データ整理、試行実施等)が提示される場合があります、その際は、申込者は可能な限り対応します。

また、サポーターは動きやすい服装・清潔な見だしなみで現場を訪問しますが、現場に入るのに必要な被服・靴・帽子・ヘルメット・マスク等は申込者が用意します。

□3. 社内体制構築の必要性に対する理解

センターの支援を受けるにあたり、申込者は、生産性向上に係る業務を担う社内チーム・部署・担当者等を特定するなどして、支援を受けるための社内体制を構築することが必要です。※申し込みの段階で社内体制が構築されている必要はありませんが、**「生産性向上取組計画書」には社内体制を記載する必要があります。**

□4. 決算書類の提出

当支援よりも優先して取り組むべき課題の有無の判断(例：資金ショート、売上の急激な減少)と、申込者の労働生産性を算出し本事業の効果を測定する観点から、**支**

援申し込み時に、申込者は支援申込日を起点として直近2期分の決算書類の写しを提出します。未提出の場合、支援開始の延期または支援中止となります。

また、申込者は支援完了時に支援完了日を起点として直近1期分の決算書類を提出します。あわせて、翌事業年度の決算書類についても、作成後速やかに(原則として税務署への申告の日から1ヶ月以内に)提出する必要があります。

申し込み時：直近2期分 支援終了時：進行中の期の決算書、その次の期の決算書
--

□5. 「生産性向上取組計画書」の作成・提出

支援申し込み後、申込者はセンター所定様式の「生産性向上取組計画書」を作成し、当センターに提出します。未提出の場合、支援開始の延期または支援中止となり得ます。

□6. 提供データの共有・利活用に関する同意

当センターに支援を申し込んだことで、申込者は中小企業庁関連事業データ活用ポリシー(https://www.chusho.meti.go.jp/hojyokin/data_policy)に同意したものとみなします。

※申請時・利用時等に提供いただいた情報は、同ポリシーに則り、効果的な政策立案や経営支援などため、経済産業省、中小企業庁およびその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設など機関に提供・利活用され、かつ支援機関からのデータ開示依頼に対して申請者の承認があれば支援機関にも提供される場合があります。

□7. 生成AIを含むAIへの提供データ利用 ※個人事業主は除く

センターの支援を通じて得られた知見を蓄積し、中小企業等の生産性向上支援に活かすため、申請時・利用時等に提供いただいた情報(個社名及び個人名を含む)は、中小企業庁、地域経済産業局(又は沖縄総合事務局)、独立行政法人中小企業基盤整備およびこれらの業務委託先(提供を受けた情報について適切な管理および取扱いを行う者に限る)に提供されます。これらの者は、提供いただいた情報のうち、個社名や個人名等に関する情報をマスキングし、さらにセンターの支援を通じて実施した取り組みを個社が特定されないような一般的な内容に変換した上で、当該組織等が構築・運用する生成AIサービスにおいて、当該情報を二次利用する場合があります。

※本項とその他の同意事項の間でデータの相違がある場合には、本事業においては

本紙第6項の定めを優先して適用します。申込者は、この優先適用についても、本申込書によりあらかじめ同意するものとします。

□8. アンケート調査・ヒアリング・成果事例作成等への協力

EBPM※に関する取組を進める観点などから、中小企業庁、経済産業局、中小機構等からの求めに応じて、アンケート調査・ヒアリング・成果事例作成・イベントへの登壇等に協力いただくことがあります。また、その結果は差し支えない範囲で公表させていただくことがあります。

※「EBPM(Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案)」とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠(エビデンス)に基づくものとする事です。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していくEBPMの推進は、平成29年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)にも掲げられています。

□9. 助言の位置付け・実務代行の非実施

生産性向上の取組は申込者が主体となって実施するものであり、センターは助言・伴走支援を行います。取組の実行、社内調整、意思決定、成果の確保等は、申込者の責任において行います。センターは、行政手続き・融資手続き・補助金申請等の代行業務は行いません。

□10. 外部コンサルタント等との関係に関する免責

申込者が外部コンサルタント等と契約している場合でもセンターの支援を受けることはできます。ただし、当該コンサルタント等と申込者との間で生じた契約上・業務上のトラブル、損害、紛争等について、センターは一切の責任を負いません。

□11. 虚偽申告・不正行為の禁止

申込者は、申込内容・提出書類に虚偽がないことを確約します。虚偽申告や不正が判明した場合、支援の中止、関係機関への連絡、その他必要な措置が行われ得ます。

□12. 利用者に該当する禁止行為

①脅迫的言動・暴力、②大声・奇声・執拗な電話等の業務妨害、③不必要に性的及び身体上の事柄に関する言動、④宗教・政治活動等への勧誘、⑤物品・サービス等の営業行為、⑥執拗なサービス要求など運営上支障をきたすと判断した行為)が

あった場合、事前に連絡することなく相談を中止し、今後の利用をお断りいたします。※なお、利用停止となった日の属する年度の翌年度以降に利用者が利用再開を希望する場合は、統括サポーター、宮城県商工会連合会及び東北経済産業局が面談を行った後に、留意事項等への遵守徹底及び再発防止誓約書の提出を条件に、利用再開を妨げない。

□13. 反社会勢力に対する誓約

利用者は反社会的勢力(①暴力団、②暴力団員・準構成員、③暴力団関係企業、④総会屋等、⑤社会運動等標ぼうゴロ、⑥特殊知能暴力集団等)に該当せず、今後においても関係を持つ意思がないことを確約したうえで相談に申し込むこととし、同意できない場合や虚偽の表明があった場合は利用をお断りいたします。

□14. 支援に関する詳細な留意点等

- 当支援は現場支援となりますので、**初回訪問の前に全従業員に当支援が行われることを確実に伝達してください。**
- 支援は初回面談・調査分析・実行支援の3段階で行います。支援は複数回の現場支援となり、**支援1回につき2～3時間の時間を提供いただきます。**
- 各支援は内容に応じ、初回面談・調査分析・実行支援の各回分の日程をご予約頂けます。申込者・サポーターの間で設定した日程に不都合が生じた場合には、両者間で日程を調整するものとします。
- 都度のお電話など緊急の支援には対応できかねます。
- サポーターの指名や途中交代の要請は受け付けておりません。初回面談の内容を判断し、当拠点内で担当サポーターを決定します。ただし、サポーターが疾病・負傷・死亡等で現場に訪問するのが困難になった場合、申込者とセンターが協議の上、サポーターの交代または支援中止を決定できるものとします。
- ご面談の無断キャンセルや遅刻、直前での日程変更が続く場合は、ご相談をお断りすることがございます。
- 他の専門家派遣事業等の事業の活用を目的としたご相談は受け付けておりません。
- **以下の事業者さまは当拠点では相談対応ができません。**
 - 大企業、またはみなし大企業に該当する事業者さま。
 - 主たる事業が、風営法第2条に該当する業種の事業者さま(第1～6号の接待飲食等営業、第7～8号の遊技場営業など、接待行為を伴うスナック等、ゲームセンター、マーチャン店、パチンコ店など)。

□ 当センターで対応できない支援領域について

当センターは、省力化・労働時間削減等による生産性向上を実現するための現場支援機関であるため、以下の相談には対応できません。

- 遊休資産活用、資産運用などの投資相談
- 許認可等の事務手続きに関する相談
- 節税や税金計算に関する相談
- 経理や仕分けの手続き、決算処理に関する相談
- フランチャイズなど仕組みがほぼ固定化されており、創意工夫の余地がほぼ無い事業についてのプロセス改善
- プログラミングや、高度なクリエイティブ制作ノウハウ、詳細なレシピ提案など、高度に技術的な相談や特殊技術に関する相談
-

□ 他支援機関との連携支援について

当拠点では予算や人員上の理由から、以下のような領域については連携する他の支援機関をご紹介させて頂く事がございます。

- 売上・売上総利益の拡大：宮城県よろず支援拠点と連携
- 現場訪問が必要でないご依頼：宮城県よろず支援拠点と連携
- 事業承継支援：事業承継, 引継ぎ支援センターと連携
- 特許等の知財支援：知財総合支援窓口と連携
- 海外展開・外国人活用支援：JETRO仙台、中小企業基盤整備機構と連携
- 事業再生：事業規模や関与金融機関によっては、中小企業活性化協議会と連携
- ビジネスマッチング：取引先金融機関・みやぎ産業振興機構等と連携
- 助成金や労務事務：働き方改革推進支援センターと連携
- 経理や税務の手続きについて：お近くの商工会・商工会議所、及び税務署と連携